

シックハウス等に係る性能表示について

1 シックハウス等に係る性能表示について

シックハウス等に係る性能表示については、住宅性能表示制度における「空気環境に関すること」の項目について、基本的な対策と考えられる建材の選定と換気方法を評価して表示。また、室内空気中の化学物質の濃度を完成後に実測して測定条件等とともに表示(実測は選択事項)。

2 住宅性能表示制度の概要

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」は、新築住宅については平成12年10月より、既存住宅については平成14年12月より制度運用を開始した任意の制度。

- (1) 住宅の性能表示のための共通ルールを設け、消費者による性能の相互比較を可能にする。
- (2) 住宅の性能評価を客観的に行う評価機関を整備し、評価結果の信頼性を向上。
- (3) 新築住宅については、評価機関が交付した評価書が契約内容とされることを原則とすることにより、表示された性能を実現。
- (4) 性能評価された住宅に係る裁判外の紛争処理体制を整備し、紛争処理を円滑化・迅速化。



*：上図には、既存住宅の場合に、性能表示の対象とならない事項も含まれているほか、上図以外に「現況検査により認められる劣化等の状況に関すること」に関連する2つの事項が性能表示の対象となる。

<⑥ 空気環境に関すること>

(1) ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）

内装及び天井裏等に使用されている建材(合板、パーティクルボード、壁紙、塗料、接着剤など)のうち、最も時間当たりのホルムアルデヒドの発散が大きい建材の等級区分をもって表示等級としている。

(2) 換気対策

室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策を評価し、表示する。

(3) 室内空気中の化学物質の濃度等【選択事項】(平成13年8月追加)

住宅の完成段階で、住宅室内の空気におけるホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンの5つの化学物質の濃度について実測し、表示。